

議案第 6 1 号

大口町災害対策本部条例の一部改正について

大口町災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 4 1 号）の施行に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町災害対策本部条例の一部を改正する条例

大口町災害対策本部条例（昭和38年大口町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町災害対策本部条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき大口町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき大口町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。</p>